

(改正後の通達全文)
国土建第210号
国土建整第122号
平成23年12月22日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について

標記事業については、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、利用が図られてきたところであるが、長年にわたる建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境に加え、今般の東日本大震災による影響もあり、東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況にある。

これらを受け、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号）において、被災地における債権の買取を新たに本事業の対象とする等新たな措置を講じたところであるが、今般、被災地における建設企業の建設機械の調達の手当化を図るため、本事業を拡大し、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを行う者が建設企業に対して有する債権を本事業の対象とするなど本事業の内容を拡大することとした。

また、併せて、地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間を1年間延長することとした。

については、本事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1 建設機械事業の概要

本事業に係る新たな措置（以下「建設機械事業」という。）は、東日本大震災の被災地域における建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械をいう。以下同じ。）の割賦販売、リース又はレンタルを行う者（以下「特定建設機械業者」という。）が建設企業に対して有する建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権（特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者（原則として債権の譲渡を受けるものとして債権の支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。以下同じ。）が保証する場合において、一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が、特定建設機械業者の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

2 建設機械事業の対象範囲

(1) 対象となる特定建設機械業者

建設機械事業の対象となる特定建設機械業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを業として10年以上継続して行っていること。
- ② 特定建設機械業者と当該特定建設機械業者が有する債権を支払保証しようとする保証ファクタリング事業者との関係が、子会社（会社法（平成17年法律第87号）第2条第3号の規定による子会社をいう。）と親会社（同法第2条第4号の規定による親会社をいう。）の関係でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続（以下単に「再生手続」という。）開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続（以下単に「更生手続」という。）開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続（以下単に「破産手続」という。）開始の申立て若しくは会社法の規定による特別清算（以下単に「特別精算」という。）開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ⑥ 建設機械事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

建設機械事業による支払保証の対象となる債権は、建設企業を債務者、特定建設機械業者を債権者とする、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権とする。

②建設企業の要件

建設機械事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業が債務者であるものとする。

- イ) 東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「被災地域」という。）に主たる営業所を有すること又は東日本大震災に際し被災地域において建設機械の流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと。
- ロ) 建設機械事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は建設機械事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績（下請負人としての工事の受注実績を含む。）があること。
- ハ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ニ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ヘ) 建設機械事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

3 保証ファクタリング事業者の選定基準

建設機械事業を実施する保証ファクタリング事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、基金が認めるものとする。

- ① 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の支払保証を確実に実施するに足りる財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額又は出資の総額が別に定める額以上のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 建設機械事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

4 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

(1) 保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者ごとの保証限度額（保証残高の限度額をいう。以下同じ。）は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金及び保証ファクタリング事業者は、①により記5の協定において保証限度額を定めるときは、保証ファクタリング事業者が過大なリスクを取ることをしないよう留意するものとする。

(2) 一の建設企業当たり保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者の一の建設企業当たり保証限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金は、一の建設企業に係る全保証ファクタリング事業者を通じての保証残高が、基金の定める上限額を超えないよう、保証ファクタリング事業者の当該建設企業に係る保証限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

(3) 一の特定建設機械業者当たり保証限度額

保証ファクタリング事業者の一の特定建設機械業者当たり保証限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。

(4) 債権の保証料率の上限

保証ファクタリング事業者が債権の支払保証をするときに設定する保証料率は、別に定める利率を上限とする。

(5) 損失補償限度額

保証ファクタリング事業者が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により、基金内に造成された建設業債権保全基金の範囲内で記5の協定に定める額とする。

(6) 債権の支払保証に係る保証限度額等との関係

(1) から (3) までの保証限度額及び (5) の損失補償限度額は、それぞれ「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号）に規定する債権の支払保証に係る保証限度額及び「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」に規定する債権の買取に係る買取限度額並びに「下請債権保全支援事業について」に規定する債権の支払保証に係る損失補償限度額及び「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」に規定する債権の買取に係る損失補償限度額との合計額とする。

5 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、建設機械事業を実施するため、保証ファクタリング事業者と建設機械事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- ① 記4(1)から(3)までに定める保証限度額及び記4(5)に定める損失補償限度額
- ② 記7に定める保証料割引助成の実施手続
- ③ 記8に定める利用料の徴収及び基金への支払手続

- ④ 記9に定める損失補償の実施手続
- ⑤ 保証ファクタリング事業者が基金に対して行う保証実績及び損失の発生実績に関する報告手続
- ⑥ 保証ファクタリング事業者が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 保証限度額及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、建設機械事業における保証ファクタリング事業者の実績等の状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①の各保証限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

6 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る記1、2及び4に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。

(2) 手形以外の債権の額

手形以外の債権の額は次のとおりとする。

- ① 特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知することにより、建設企業が支払うことを認めた額又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額。
- ② ①にかかわらず、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形以外の債権の額を確認するときは、建設企業が交付した支払額の通知書類その他建設企業が支払うことを認めた額が示された書類又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。ただし、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの請求額が示された書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（建設企業が振り出した分割支払回数分の複数枚手形であって、特定建設機械業者と当該建設企業との間で契約書その他これに類する書類によってリース契約等を締結したときは、当該契約書その

他これに類する書類に記載されたリース料等の総額に別に定める率を乗じた額とし、手形以外の債権であって、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、（２）②により債権の額とみなされた特定建設機械業者からの請求額に別に定める率を乗じた額とする。）の全部又は一部とする。

（５）保証料及び利用料の支払

特定建設機械業者は、保証ファクタリング事業者に保証料を支払うとともに、保証ファクタリング事業者を通じて、基金に保証額に別に定める料率を乗じた額の利用料を支払う。

7 保証料負担助成

（１）保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、別に定めるところにより特定建設機械業者による建設機械事業の利用見込みの把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した特定建設機械業者について債権の支払を保証するときは、（２）の助成がない場合に通常設定する保証料率から、別に定める助成料率相当分を差し引いて、特定建設機械業者に支払を求める保証料を設定するものとする。

（２）助成の実施

基金は、（１）による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

8 利用料

（１）利用料の受領

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から保証料を受領するときは、あわせて、基金に代わって特定建設機械業者から利用料を受領するものとする。

（２）利用料の管理

保証ファクタリング事業者は、利用料を受領したときは、記７（２）の助成を受けるまでの間、当該利用料を自己の財産と区分して適正に管理するものとする。

9 損失補償

（１）損失補償の実施

基金は、記５の協定に基づき保証ファクタリング事業者が支払を保証した債権について、建設企業に係る再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により保証債務が履行されたときは、当該履行により保証ファクタリング事業者が生じた損失に対し、当該履行に係る支払額に別に定める率を乗じた額を補償する。

(2) 損失補償金の支払

基金は、記5(1)⑤の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、保証ファクタリング事業者から損失補償金の請求を受け、保証ファクタリング事業者に損失補償金を支払う。

(3) 損失補償の対象となった債権の管理

保証ファクタリング事業者は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、別に定めるところにより、回収額の一定割合を基金に返戻する。

10 国への報告

基金は、建設機械事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

11 適正な事業を確保するための措置

基金は、建設機械事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により建設機械事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

(1) 建設機械事業の期間

建設機械事業は、平成24年1月16日から開始し、当面、平成26年3月31日までに支払保証が開始された債権を対象とする。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、建設機械事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(3) 「下請債権保全支援事業について」の改正

「下請債権保全支援事業について」の一部を次のように改正する。

附則(2)中「平成24年」を「平成25年」に改める。

(4) 「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」の改正

「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」の一部を次のように改正する。

記4中(6)を次のように改める。

(6) 債権の支払保証に係る保証限度額等との関係

(1)から(3)の保証限度額及び(5)の損失補償限度額は、それぞれ「下請債権保全支援事業について」(平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号)

に規定する債権の支払保証に係る保証限度額及び「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」（平成23年12月22日付け国土建第210号、国土建整第122号。）に規定する債権の支払保証に係る保証限度額並びに「下請債権保全支援事業について」に規定する債権の支払保証に係る損失補償限度額及び「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の延長及び拡充について」に規定する債権の支払保証に係る損失補償限度額との合計額とする。

附則（1）中「平成24年」を「平成25年」に改める。

附則（3）中、「（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号）」を削る。